

## 第8章 安全環境部

1. 市民組織への助成
2. 市民相談
3. 防 犯
4. 路上喫煙の防止
5. 消費生活
6. 総合防災
7. 交通安全
8. 公害防止
9. 地球環境
10. ごみ処理
11. し尿処理

安全環境部

## 1. 市民組織への助成

市民組織（区、自治会等）は、親睦事業、福祉活動、環境美化活動や防災・防犯活動等を通して、住民同士が協力しあって、地域を住みよくするために結成された地域団体です。

平成30年4月1日現在、253の市民組織があります。

市では、市民組織へ次の補助金を交付し、活動を支援しています。

### (1) 市民組織補助金

市民組織の健全な育成及び地域社会づくりのための活動を行う事業に対し助成。

1世帯につき300円（年額）

### (2) 集会施設設置・増改築・修繕事業補助金

集会施設の用地取得・新築(購入)・増改築・修繕事業に対し助成。

補助事業	補助対象経費	補助金の額	限度額
用地取得事業	用地の取得に要する費用	補助対象経費に10分の5を乗じて得た額（ただし、10円未満の端数は切り捨てる。）	10,000,000円
設置事業	建物の建築又は既存建物の取得に要する費用		
増改築事業	集会施設の増築又は改築に要する経費		
修繕事業	基礎、土台、柱、はり、外壁、屋根、階段又は給排水設備等主に集会施設の存立に必要不可欠な部分の修繕費用		2,500,000円

### (3) 集会施設管理運営補助金

集会施設の管理運営事業に対し助成。

前年度の電気料金×5/10（10円未満の端数は切り捨て）

### (4) その他の補助金

(1)から(3)のほかに、市民組織の連合体である八千代市自治会連合会や、市民組織の長及び防犯指導員で構成する八千代市防犯組合連合会へも補助金を交付し、活動を支援しています。

## 2. 市民相談

市民から寄せられる生活上の諸問題に応ずるため「市民相談」を実施しています。

### 市民相談業務状況

区 分 \ 年 度	27	28	29
行 政 相 談	21 件	23 件	6 件
法 律 相 談	783	786	751
交 通 事 故 相 談	47	43	38
登 記 ・ 測 量 相 談	62	49	43
税 務 相 談	93	77	90
宅 地 建 物 相 談	26	27	21
行 政 書 士 相 談	25	28	19
合 計	1,057	1,033	968

## 3. 防 犯

市では、地域住民、自治会、警察及び防犯組合連合会と緊密に連携を取りながら、防犯活動に取り組むとともに、防犯灯及び防犯カメラの整備・充実に努めています。

### (1) 防犯に関する情報の提供

防犯意識の高揚及び知識の普及・啓発を図るため、電子メール配信、市広報紙及びホームページにより、犯罪発生情報及び不審者情報等の迅速な提供を行っています。

### (2) 自主防犯組織への支援

自治会等が結成する自主防犯組織に対するパトロール用物資の貸出し等による支援を実施しています。

### (3) 防犯灯の設置及び維持管理

市内の道路における夜間の犯罪の防止及び通行の安全を図るため、防犯灯の設置及び維持管理を行っています。

### (4) 防犯カメラの設置及び維持管理

犯罪の予防を目的とし、早期の事件解決にもつながることから、防犯カメラの設置及び維持管理を行っています。

## 4. 路上喫煙の防止

平成22年1月から「八千代市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。

条例により、市民等は、市内のすべての道路などで、歩行している間または自転車に乗車している間は、路上喫煙をしないよう努めなければならないとされています。また、同年7月1日からは勝田台駅周辺、平成23年7月1日からは八千代緑が丘駅周辺、平成25年10月1日からは八千代台駅周辺及び八千代中央駅周辺を路上喫煙禁止区域に指定しました。路上喫煙禁止区域で喫煙した場合は2,000円の過料が科されます。

## 5. 消費生活

### 消費生活センター

消費生活センターは、消費者の消費生活における被害を防止しその安全を確保するため、昭和52年6月1日に開設し、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与する役割を担っています。

#### (1) 消費生活相談

消費者保護のため、消費者と事業者との間の取引において生じたトラブル、その他消費生活全般に関する市民からの相談に対して、消費生活相談員が迅速かつ適切に対応するとともに、消費者に情報等を提供し、消費者の利益の擁護及び増進に努めています。

#### ○商品・役務別相談件数

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
商 品	商品一般	53	54	214
	食料品	56	55	49
	住居品	54	42	53
	光熱水品	6	6	8
	被服品	35	30	41
	保健衛生品	30	27	32
	教養娯楽品	92	87	91
	車両・乗り物	27	36	32
	土地・建物・設備	40	55	74
	他の商品	1	1	2
	小 計	394	393	596
役 務	クリーニング	6	3	2
	レンタル・リース・貸借	69	36	53
	工事・建築・加工	27	53	27
	修理・補修	21	13	6
	管理・保管	0	3	3
	役務一般	4	4	3
	金融・保険サービス	102	91	89
	運輸・通信サービス	311	279	251
	教育サービス	4	7	5
	教養・娯楽サービス	33	27	38
	保健・福祉サービス	41	46	48
	他の役務	79	64	53
	内職・副業・ねずみ講	4	16	7
	他の行政サービス	11	15	18
小 計	712	657	603	
他の相談	66	53	35	
合 計	1,172	1,103	1,234	

※「商品一般」は架空請求など特定できない商品。「他の商品」は上記に該当しない商品。

「役務一般」は複合サービスなど特定できない役務。「他の役務」は外食・冠婚葬祭・その他の役務。

「他の相談」は慣習・相続など商品・役務に該当しない相談。

## (2) 消費者の安全確保

### ① 一般小売店への立入検査

商品の安全性の確保や買物の目安となる表示の有無などを確認しています。

- 消費生活用製品安全法に基づく立入検査
- 家庭用品品質表示法に基づく立入検査
- 電気用品安全法に基づく立入検査
- ガス事業法に基づく立入検査
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査

### ② 食品等の放射性物質検査

消費者庁から貸与を受けた放射性物質検査機器を使って市民が持ち込んだ食品等及び給食食材の検査を実施しています。

- 家庭菜園などで採取した野菜、飲料水、流通品など
- 学校、保育園等の給食食材

## (3) 消費者教育・啓発

### ① 消費生活講座

消費生活に関する必要な知識を習得して、賢い消費者を育成するため、市民を対象に消費生活出前講座を開催しています。

### ② 資料の展示、情報の提供

消費生活の参考となる資料の展示。また各種パンフレットを配布して情報を提供しています。

## 6. 総合防災

### (1) 防災体制

本市では、災害対策基本法第 42 条の規定により、「八千代市地域防災計画」を定め、地震、台風、その他の災害から、市民の生命、身体及び財産を保護するために総合的かつ計画的な防災体制の整備推進を図っています。

### (2) 自主防災組織の育成・強化

① 災害時の被害の軽減を図るための初期消火、応急救護、避難等の防災活動を行うべく市民が自主的に結成した防災組織に対し、防災資機材の購入及び活動に要する経費の補助等を行い、自主防災組織の育成・強化に努めています。

事業名	内容
自主防災組織補助金	自主防災組織に、組織の活動を奨励するための経費として、毎年交付します。 1. 新規に結成した自主防災組織 75,000円＋(世帯数×1,000円)【限度額30万円】 2. 次年度以降 ア. 25世帯まで10,000円 イ. 25世帯を超えるととき 10,000円＋200円×(世帯数－25)【限度額5万円】
消火器薬剤の無償詰め替え	自主防災組織が初期消火活動及び消火訓練に使用した消火器について、無償詰め替えをします。 1. 火災の初期消火活動に使用した消火器（消防の証明が必要、本数の制限なし） 2. 総合防災課又は消防の指導下の消火訓練に使用した消火器（総合防災課又は消防の証明が必要、年度内1回、10本を限度）

② 市民の自主防災組織の結成促進と防災知識の普及のために、各種行事やパンフレットの配布等を通して、自主防災組織の重要性を呼びかけています。

③ 自主防災組織のリーダー等の養成のために、研修会を実施しています。

### (3) 防災訓練

災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び住民との協働体制の確立に重点をおいた総合訓練をはじめ、各個別訓練を実施しています。

### (4) 情報伝達体制の整備

#### ① 防災行政用無線整備（固定系・移動系）

災害時における迅速かつ的確な情報の収集及び伝達の確立の必要性から防災行政用無線、防災ラジオ(防災行政用無線受信機能付ラジオ)及びデジタルMCA無線(移動系)を整備しています。また、防災行政用無線（固定系）のデジタル化再整備事業を実施しています。

##### a 固定系

親局（無線操作卓）からの放送は、市内各所に設置された子局（屋外拡声装置）及び公共施設等に設置された戸別受信機（屋内受信機）を通じて、災害時には市民を避難させたり災害情報を伝達するとともに、平常時には市行政の周知連絡に運用します。

また、土砂災害警戒区域に住所を有する世帯及び大雨による浸水被害を受けた世帯に対して、防災ラジオを貸与しています。

整備状況（平成30年3月31日現在）

種別	整備基数
親局	1
遠隔制御装置	1
子局	120
戸別受信機	123
防災ラジオ	994

##### b 移動系

基地局・半固定局・携帯型無線局との間で、災害時の情報収集や応急対策の指示・伝達に活用します。

整備状況（平成30年3月31日現在）

種別	整備基数
基地局	1
半固定局	7
携帯型無線局	126

#### ② 防災情報のメール配信

防災情報の伝達方法の多様化を図るため、携帯電話等へ防災情報のメール配信を行っています。

また、メール配信と併せて、緊急速報メール及びツイッターへの配信を行っています。

#### ③ 自動電話応答装置の整備

固定系子局から放送された内容を自動で録音し、専用電話番号で応答することにより、情報伝達体制の確保を図っています。

### (5) 災害対策施設等整備

#### ① 防災倉庫及び災害用井戸の整備

市役所及び避難所等となる市立小・中学校全校に設置している防災倉庫に、非常用食料、生活必需品、その他の災害対策用資機材の分散整備を行っています。

また、生命維持の上から最低限必要な飲料水及び生活用水の確保を図るため、災害用井戸も併せて設置し、交通途絶時にも円滑な救援活動が図れるような体制を確立します。



② 避難環境の整備

避難場所の周知を図るため、市民等を避難場所まで円滑に誘導する避難場所誘導表示板（巻看板）や夜間・停電時にも自然光にて対応できる避難場所案内表示板、照明付避難場所標識柱を避難場所の出入口付近等に設置しています。また、災害時に無料で利用できる発信専用の災害時用公衆電話を避難所に整備しています。

(6) 災害時における支援体制の整備

災害時に積極的な協力が得られるよう、防災関係機関及び防災計画の遂行上関係のある公益的団体や重要な施設の管理者（市内各団体・事業所）との協定締結を促進します。

## 7. 交通安全

市民の安全を確保するための各種交通安全施設の整備推進と、交通事故を防止するための交通安全教育を行い、交通安全意識の高揚と普及を図っています。

### (1) 交通事故発生状況

年 \ 区分	発生件数	死者数	傷者数
27	445	6	514
28	478	4	573
29	484	1	556

### (2) 交通安全教育

交通安全教室実施状況

年 度 \ 対象別	27		28		29	
	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員	実施回数	参加人員
幼児	54 回	5,238人	59 回	5,640人	59 回	5,435人
小・中学生	103 回	14,079人	109 回	13,861人	107 回	13,233人
高齢者	19 回	488人	17 回	412人	21 回	532人
一般・母親	44 回	1,086人	48 回	552人	63 回	823人
合計	220 回	20,891人	233 回	20,465人	250 回	20,023人

## 8. 公害防止

公害を防止し、市民の快適な生活環境を保全するため、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、騒音・振動などの調査のほか、公害苦情の処理、パトロール、事業者への指導を実施しています。

### ○ 主要事業

#### ① 監視体制

区 分	事 業 内 容
大 気 汚 染	大気常時監視（2箇所の測定局）、空間放射線量測定
水 質 汚 濁	河川・排水路水質調査、事業場排水調査
地 下 水 汚 染	井戸水の水質調査
騒 音 ・ 振 動	自動車騒音及び道路交通振動調査、自動車騒音常時監視
悪 臭	事業場臭気指数調査
地 盤 沈 下	地盤沈下観測、地下水揚水量調査

#### ② 公害苦情件数

年度	区分	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他	計
27		3件	3件	16件	8件	60件	0件	0件	0件	90件
28		3件	3件	26件	9件	49件	0件	0件	0件	90件
29		5件	1件	30件	6件	52件	0件	0件	0件	94件

#### ③ 測定局

区 分	概 要
大気常時監視測定局	米本測定局（窒素酸化物、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、気象） 勝田台測定局（窒素酸化物、光化学オキシダント、気象）

#### ④ 地下水汚染物質除去施設

区 分	概 要
地下水汚染物質除去施設	活性炭ろ過装置(12基) 湧水多段式ばっ気装置(1基)、宙水単層ばっ気装置(1基) 地下空気汚染除去装置(1基)

## 9. 地球環境

### (1) 地球環境の保全

#### ① 温室効果ガスの削減

八千代市役所から排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を図るため、平成13年度に地球温暖化防止に向けた「八千代市率先実行計画」を策定しました。その後、平成29年3月に計画を一部見直し、現在、「八千代市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（第4次）としました。

本計画では、市長部局、教育委員会、消防本部、上下水道局及び市関連施設（指定管理者制度導入施設を含む）すべてを対象範囲とし、温室効果ガス（二酸化炭素）総排出量を、5年間で2,325t-CO<sub>2</sub>（平成27年度（2015年度）比5%）以上削減することを目指しています。計画の推進にあたっては、「エコアクション21」を活用し、計画の継続的な改善を図っています。

#### ② 省エネルギーの推進

地球温暖化防止を推進し、エネルギーの有効利用の促進を図るため、再生可能エネルギーの導入を推進しています。平成23年度より、住宅用の省エネルギー設備等に対して、設置費用の一部補助を行っています。

また、グリーン購入の推進やエコマーク、省エネラベル等の周知などにより資源循環活動、環境に配慮した行動を推進しています。

### (2) 生物多様性の保全

#### ① 自然保護意識の普及・促進

自然観察会、環境作品展、子ども環境教室等により、身近な自然とふれあう活動を通じ、生物多様性の重要性、自然保護意識の高揚を図る取組みを推進しています。

#### ② 自然環境の保全・再生

##### ア. 谷津・里山保全計画の推進

市内の貴重な自然環境である谷津・里山を保全するため、平成22年度に「八千代市谷津・里山保全計画」を策定し、谷津・里山を保全する担い手を育成する里山整備ボランティア人材育成講座（里山楽校）等を開催し、推進しています。

##### イ. 生物多様性の保全

市内の生物多様性を保全するため、ヤマトミクリ等、希少生物が生息する環境の保全活動を支援しています。また、生態系を壊す特定外来生物であるアライグマ及びカミツキガメ等の防除の取組みを進めています。

##### ウ. 自然とふれあいの場づくり

自然とのふれあいの場や環境学習の場として、ほたるの里等の活用を推進しています。

### (3) 環境保全体制

環境保全協定	市内21事業場と締結し、公害の未然防止と良好な生活環境の確保を目指します。
公害対策本部	公害問題に対処する体制の確立を図り、その対策を推進します。
環境審議会	環境保全計画に関すること、環境の保全に関する基本的事項について調査・審議します。
環境問題連絡会議	環境問題に係る方針及び対策に関する事項を検討しています。
広域的環境保全組織	習志野市・八千代市環境保全連絡会議、印旛沼水質保全協議会、(公財)印旛沼環境基金、印旛沼流域水循環健全化会議

## 10. ごみ処理

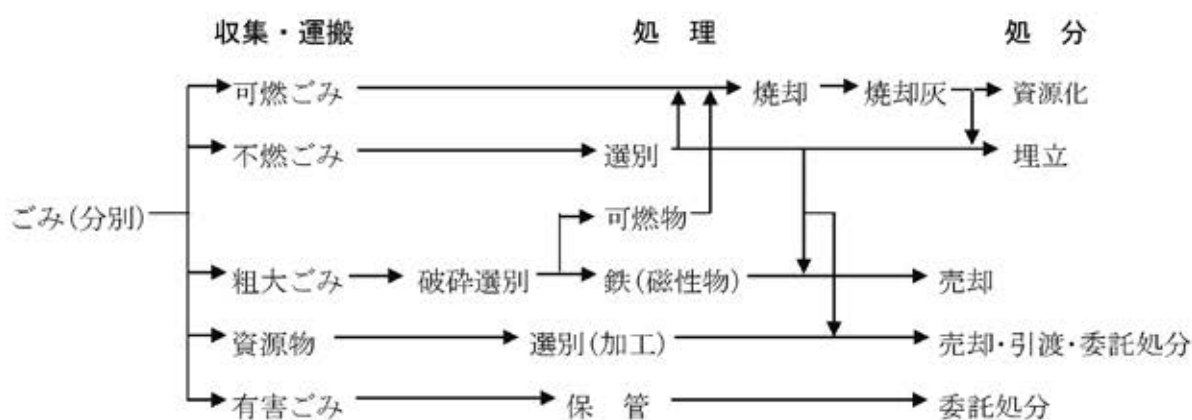
昭和32年7月より八千代町直営事業として塵芥処理開始、昭和45年より分別収集を行い、昭和46年より一部収集委託を実施しました。昭和52年6月より資源回収運動開始、昭和63年8月より、可燃ごみ週3回、不燃ごみ週1回の収集とし、平成10年1月より新たに資源物(ビン・缶類、紙・布類)を分別し、5分別収集を実施し、不燃ごみ月1回、有害ごみ月1回の収集に変更しました。平成12年7月より可燃、不燃・有害ごみについて指定ごみ袋制度を導入し、あわせて資源物にペットボトルと紙パックを加え定期収集を実施しています。平成17年7月には、粗大ごみ処理の有料化の導入、また平成23年7月には、清掃センターにおいて廃食油の受入れを開始、平成24年8月には廃食油の拠点回収を開始、平成28年10月からは、不燃ごみと有害ごみを同時収集とし、月2回の収集に変更しました。これらの施策により、ごみの減量化・リサイクルの推進を図っています。

### (1) ごみ処理の流れ

市内全域を収集区域とし、分別収集した可燃ごみは焼却処理され、不燃ごみは手選別により、可燃物、不燃物、再資源化可能なものに分別してそれぞれ処分され、資源物は選別(加工)され売却・引渡・委託処分をしています。

粗大ごみは、リクエスト方式により収集し、粗大ごみ処理施設で可燃物、磁性物の2種類に破碎・選別されます。

有害ごみ(廃乾電池・廃蛍光管)は、ドラム缶に密閉保管の上、委託処分を行っています。  
 廃食油は、ドラム缶に密閉保管の上、売却を行っています。



## (2) ごみ処理状況

(単位：t)

区分 年度	総排出量	処 理 内 容						1 日 当たり 排出量
		可燃ごみ	不燃ごみ	有害ごみ	粗大ごみ	資源物	ボランティア	
27	54,838	45,933	885	65	1,018	6,882	53	150
28	54,475	45,698	818	69	965	6,862	63	149
29	53,895	45,395	774	60	1,062	6,555	49	148

※ボランティアには不法投棄物を含む。

## (3) 集団回収

市に登録した自治会、PTA、子供会などが、集めた資源物を再利用のために資源回収業者に売却することで活動費の一部とする集団回収事業を推進しています。平成29年3月末日現在で88団体の登録があり、回収量1kgにつき4円の奨励金を交付しています。また、資源回収業者に対しても回収量1kgにつき4円の協力金を交付しています。

集団回収量

(単位：t)

区分 年度	可 燃 物					不 燃 物			合 計
	新 聞	雑 誌	ダンボール	繊維類	計	金属類	ビ ン	計	
27	979	555	461	124	2,119	15	0	15	2,134
28	897	517	450	111	1,975	16	0	16	1,991
29	792	491	421	113	1,817	15	0	15	1,832

## (4) 人員配置及び収集車両台数 (平成29年4月1日現在)

- ① 人 員 35名(うち再任用3名) うち再任用人数
- |            |    |       |        |
|------------|----|-------|--------|
| 清掃センター 副主幹 | 2名 | 業務管理班 | 27名(3) |
| 所長1名       |    | 焼却施設班 | 2名(0)  |
|            |    | 最終処分班 | 3名(0)  |
- ② 収集車両 2t平ボディ車 4台  
 2tプレスローダー 4台  
 2tダンプ 3台 計13台  
 軽トラック 2台

## (5) 委託・許可業者

## ① 委託業者 2組合

業 者 名	委託車両台数(台)	所 在 地
八千代清掃事業協同組合	34	上高野 1384番地7
八千代資源回収事業協同組合	9	大和田新田 640番地1
計	43	

## ② 許可業者

平成29年4月1日現在

収集運搬業 2社, 処分業 3社, 浄化槽清掃業 9社

※ 事業者は、事業所から出たごみ(一般廃棄物)については、自ら責任をもって処理しなければならない、自ら運搬処分するか、又は廃棄物の収集、運搬等の許可を受けた者に委託し、処分しなければなりません。

(6) 処理手数料

① 事業所（自己搬入）

手数料の額は、10kgにつき210円に消費税相当額を上乗せした額とし、その額の10円未満の端数は切捨て。なお、10kgに満たないときは210円に消費税相当額を上乗せした額

平成28年4月1日より実施。

② 一般家庭

し尿、動物の死体 以外の家庭廃棄物 (乾電池及び枝木を除く)	指定ごみ袋	10ℓ用 1枚につき	8円50銭
		20ℓ用 1枚につき	12円
		30ℓ用 1枚につき	18円
		40ℓ用 1枚につき	24円

有料指定ごみ袋制度は、平成12年7月1日(10ℓ用は平成23年8月)より実施。

粗大ごみ	市長の指定する場所へ 搬入するとき	規則で定める品目別に 150円又は300円
	収集、運搬及び処分 するとき	規則で定める品目別に 300円又は600円

粗大ごみの有料化は、平成17年7月1日より実施。

③ 動物死体

自己搬入 1,010円/体  
収集運搬処分 2,030円/体

(7) ごみ処理施設

① 焼却炉

・清掃センター焼却炉概要

区 分		3号炉	1・2号炉
竣 工		平成13年3月	平成元年3月 平成14年10月(改修)
炉 形 式		全連続式ストーカ炉	全連続式流動床炉
焼 却 能 力		100 t / 24 h × 1基	60 t / 24 h × 2基
貯 留 ピ ッ ト		2,000m <sup>3</sup>	1,500m <sup>3</sup>
通 風		押込・誘引	押込・誘引
排ガス 処理 設備	集 塵 装 置	ろ過式集塵器	ろ過式集塵器
	有害ガス除去装置	乾式有害ガス除去装置 (消石灰、活性炭吹込)	乾式有害ガス除去装置 (消石灰、活性炭吹込)
助 燃 剤		A重油	A重油
煙 突		高さ 59m	高さ 55m
余 熱 利 用		場内給湯・温水プール	



② 粗大ごみ処理施設

竣 工	昭和57年10月
能 力	50 t / 5 h / 日
破 碎 機 型 式	S H-4 / 150型シュレツダ
破 碎 方 法	横型回転式衝撃破碎
投 入 口 有 効 寸 法	1,000mm高×1,500mm巾
破 碎 寸 法	150mm以下
選 別 方 法	磁性物：電磁式吊下型磁選機
	非磁性物：風力選別機、回転ふるい

(8) 最終処分場

① 最終処分場の概要

所在地 八千代市上高野 1010番地1  
 埋立開始 平成7年11月（平成22年4月より再開）  
 面積 12,300㎡

区 分	3 次
面 積（容 積）	12,300㎡（141,000㎡）
整 備 年 度	平成4～5年度（平成18～21年度改修）
使 用 重 機	ホイールローダ1台、バックホウ3台、フォークリフト3台

② 浸出水処理施設

竣 工	平成6年3月
処 理 能 力	80㎡ / 日
処 理 方 法	凝集沈澱、回転円板生物処理、砂濾過、活性炭吸着、滅菌処理
脱 水 機	遠心脱水機

(9) ポイ捨て防止に関する条例

ポイ捨てを防止することによって、環境美化の推進を図ることを目的とし、平成10年7月1日から施行しています。特に新川全域を環境美化重点区域として指定し、パトロール・啓発活動を行い、ポイ捨て防止に努めています。

また、幼少期からの教育・啓発が重要と考え、小学生（4年生～6年生）を対象にポイ捨て防止ポスターの募集を行い、市内の大型商業施設等で展示を行っています。

(10) 不法投棄防止条例

市民と事業者、行政が一体となって、年々増加し悪質化する不法投棄の早期発見と防止に努め、清潔で美しいまちづくりを推進し、良好な生活環境を確保する目的で平成14年10月1日に施行しました。

- ① 市民による監視体制
- ② 不法投棄現場への立入調査権
- ③ 不法投棄の原状回復命令
- ④ 報償金支給制度

(11) 不法投棄対策

不法投棄連絡員の委嘱、不法投棄監視装置の設置、不法投棄受付専用電話の設置、横断幕・懸垂幕の設置、不法投棄物の撤去・指導、不法投棄防止看板の設置、不法投棄パトロール車の配置により、不法投棄対策の強化を図っています。特に平成24年3月からは、新型の不法投棄監視装置を導入し、リアルタイムでの監視など、監視体制の強化を行っています。

(12) クリーン基金

一般廃棄物の排出量の抑制、リサイクルの促進及び一般廃棄物処理施設の整備を図るため、平成14年度に基金を創設しました。

## 11. し尿処理

本市のし尿処理事業は、昭和40年7月に日量36kℓの処理能力を有する吉橋処理場の完成と同時に開始されました。以後、八千代台、勝田台地域を中心に急激な人口の増加に伴い、処理量も増え、昭和51年3月に日量100kℓの処理能力を有する八千代市衛生センターを建設しました。

その後、公共下水道の普及に伴うし尿くみ取り世帯の減少、浄化槽世帯の増加など搬入状況の変化が生じたことから、平成6・7年度に基幹改良工事を行い、処理能力を日量40kℓに、また処理方式を標準脱窒素処理方式に変更し、し尿処理施設の整備、充実を図ってきています。

最近の収集状況については、公共下水道整備等の要因により、一般家庭の収集量は減少していますが、宅地開発の状況などから、仮設トイレ等従量制・浄化槽汚泥の収集量は増加傾向にあります。

(1) し尿処理状況

年度	処理人口			収集処理量	
	下水道	し尿浄化槽	くみ取り	生し尿	浄化槽汚泥
27	177,860人	16,471人	1,040人	1,501kℓ	9,308kℓ
28	178,832人	16,460人	852人	1,443kℓ	9,709kℓ
29	180,597人	16,312人	814人	1,291kℓ	9,646kℓ

※外国人登録を含む。

(2) し尿収集量及び作業件数

し尿収集運搬は、(公財)八千代市環境緑化公社に委託して実施しており、作業を円滑に行うため収集伝票方式を採用しています。

年度	人頭制		従量制		作業件数計	集計量計
	件数	量	件数	量		
27	3,783件	703kℓ	2,913件	798kℓ	6,696件	1,501kℓ
28	3,609件	645kℓ	3,062件	798kℓ	6,671件	1,443kℓ
29	3,274件	568kℓ	2,934件	723kℓ	6,208件	1,291kℓ

### (3) し尿処理手数料

し尿処理手数料は、一般家庭については人头制（人数）を、事務所や店舗などは従量制によって徴収しています。

- ・し尿処理手数料及び浄化槽汚泥搬入手数料

人 頭 制		従 量 制
・し尿処理手数料 （作業1回につき）		（くみ取った量により） 店舗、事業所、学校等 10ℓにつき60円 仮設便所で臨時収集 10ℓにつき100円
1人 ～ 2人	510円	
3人 ～ 4人	810円	
5人 ～ 6人	1,120円	
7人以上	1,420円	
		・浄化槽汚泥搬入手数料 浄化槽汚泥 100ℓにつき110円

従量制は、上記の手数料の額に消費税相当額を上乗せした額とし、その額の10円未満の端数は切捨てます。

### (4) し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥は、八千代市衛生センターで処理しています。処理方法は、標準脱窒素処理方式と凝集分離方式の組み合わせにより1次処理、2次処理及び高度処理を経て放流しています。

- ・八千代市衛生センターの概要

所 在 地	大和田新田584番地1
敷 地 面 積	11,555㎡
建 物 面 積	1,909㎡
緑 地 面 積	6,515㎡
周 辺 の 状 況	工業地域
竣 工 年 月	平成8年3月（改修）
処 理 方 法	標準脱窒素処理方式＋凝集分離方式
処 理 能 力	40kℓ／日
放 流 先	新川